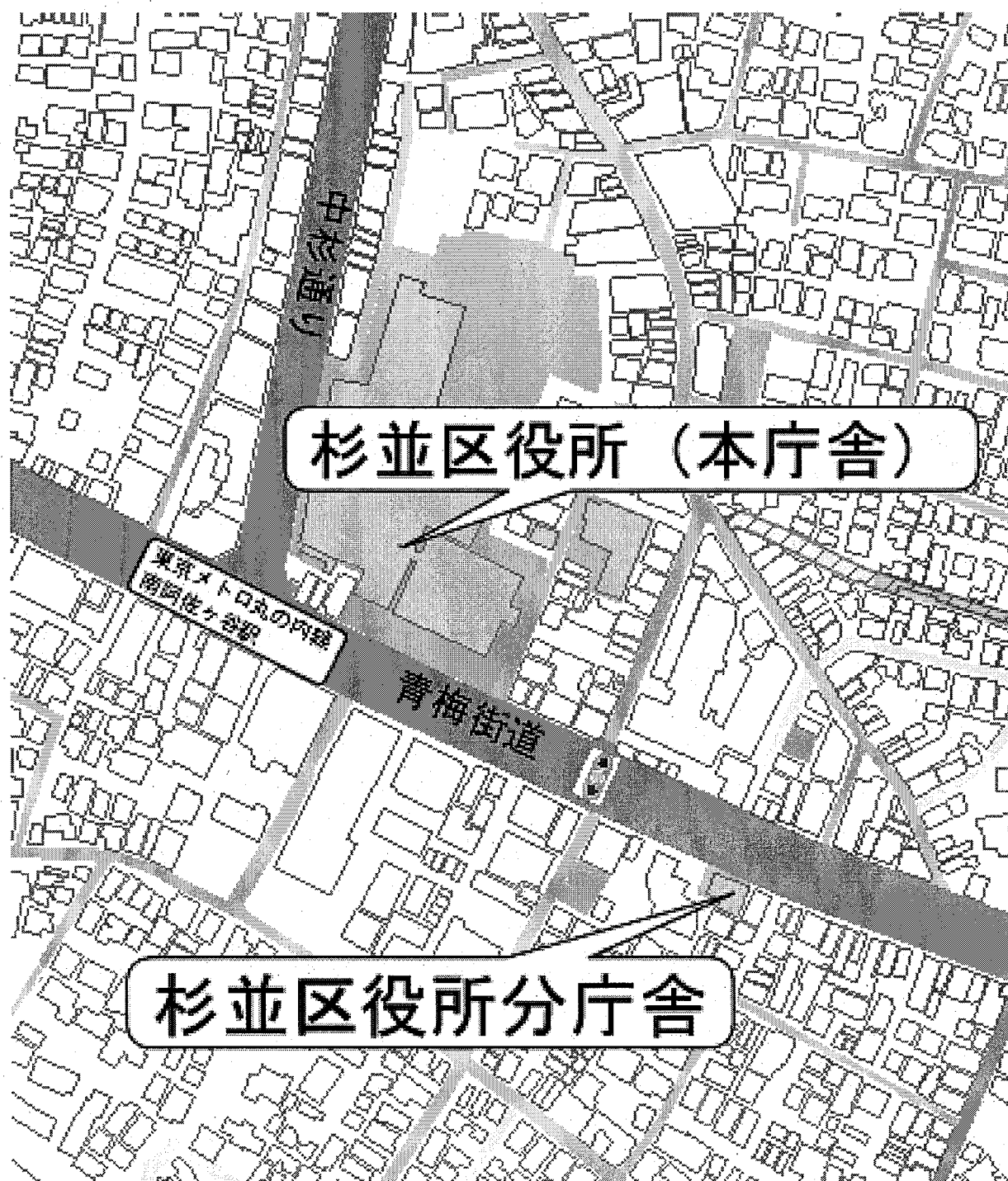


事業者説明会会場案内図

日時 : 令和3年7月30日(金曜日) 午後2時から午後3時まで
会場 : 杉並区役所本庁舎 西棟6階 第5・第6会議室
住所 : 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号



杉並区保健福祉部障害者生活支援課施設整備担当 宛

FAX: 03-5307-0772

TEL: 03-3312-2111 (内線2277)

※FAX送信後、必ず到達確認の電話をしてください。

質 問 票

杉並区久我山一丁目都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

法人名	
所在地	
担当者	
連絡先	FAX TEL
メールアドレス	

※質問事項1件ごとに記入してください。

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内 容	

*必ず電話にて到達確認をしてください。

提出資料一覧（応募申込書類）

	No.	提出書類	様式
応募 申 込 書 提 出 時 必 要 書 類	1	応募申込書	様式 1
	2	担当者連絡先	様式 2
	3	法人定款（最新のもの）	
	4	法人登記事項証明書（応募申込前3か月以内に発行されたもの）	
	5	法人代表者の印鑑証明書（応募申込前3か月以内に発行されたもの）	
	6	法人の沿革・概要	様式 3
	7	事業所一覧	様式 4
	8	役員名簿	様式 5
	9	代表者の経歴	
	10	法人運営に関する基本的な考え方・理念	様式 6
	11	現在、実施している全ての施設に関する資料（特色及び事業概要等、パンフレット可）	
	12	既存運営施設の指導検査結果、改善報告書（過去3か年）	
	13	既存運営施設の第三者評価「改善すべき事項」（過去3か年）	
	14	決算書（平成30年度から令和2年度まで） ※社会福祉法人の場合は、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録を提出すること。それ以外の法人については、法令等により作成が求められている計算書類を提出すること。	

提出資料一覧（借受申請書類）

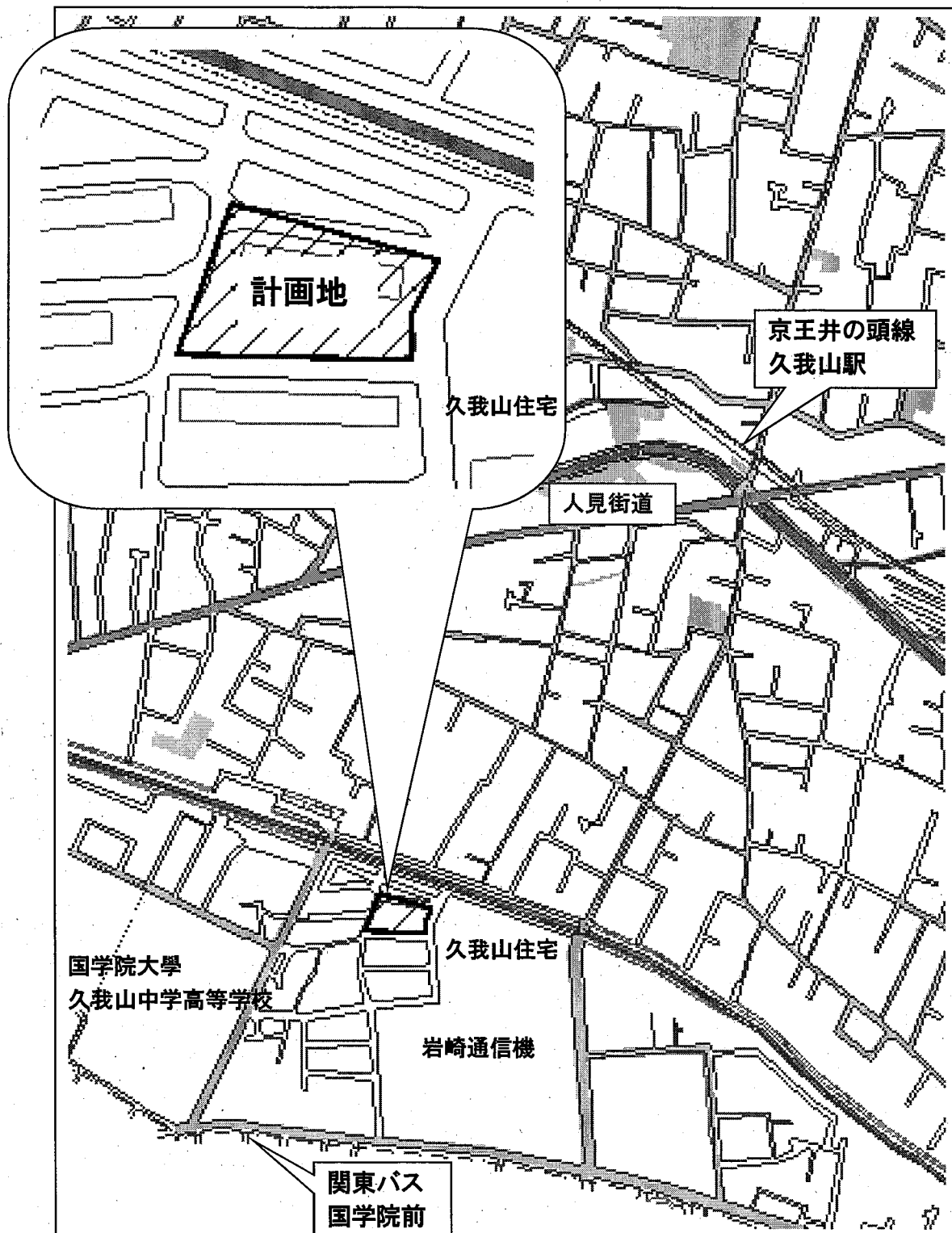
	No.	提出書類	様式
借 受 申 請 書 類	1	所有地等借受申請書	第1号様式
	2	事業計画概要 ・別紙 他計画の事業概要（様式自由、他に計画がある場合）	様式7
	3	施設長予定者の経歴書及び資格証（写）	
	4	事業参入理由書	様式8
	5	事業運営に関する提案内容	様式9
	6	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式10
	7	初期総投資額の積算根拠	様式11
	8	収支シミュレーション（総括表）	様式12
	9	収支シミュレーション・積算根拠（収入）	様式13-1
	10	収支シミュレーション・積算根拠（人件費）	様式13-2
	11	収支シミュレーション・算定根拠（居住費等）	様式13-3
	12	事務費及び事業費の算定根拠	様式14
	13	職員配置計画書	様式15-1
	14	ローテーション表	様式15-2
	15	建設設計図面上での考え方について	様式16
	16	建物配置図	A3判
	17	各階平面図	A3判
	18	立面図	A3判
	19	室別面積表（事業別・階層別・共面積算出表）	様式17
	20	開設までのスケジュール	様式18
	21	工事見積書	
	22	初度備品見積書	
	23	事業費内訳・按分表	様式19
	24	借入金償還計画等一覧表	様式20
	25	建築・消防所管部署との相談経緯報告書	様式21
	26	預金残高証明書（「事業費・資金調達内訳等一覧表」の自己資金が確認できる口座分、令和3年8月末現在） ・別紙 預金残高一覧表（複数口座の場合／様式自由）	
	27	寄附者一覧	様式22
	28	贈与契約書（写）	参考様式1
	29	寄附者の印鑑証明書	
	30	寄附者の預金残高証明書（寄附予定額が確認できる口座分、令和3年8月末現在） ・別紙 預金残高一覧表（複数口座の場合／様式自由）	
	31	既存運営施設の職員離職率及び改善策（過去3か年）	様式23
	32	既存運営施設の運営推進会議の実施状況・研修参加状況（過去3か年） ※運営実績がない場合は、研修計画を提出	

【現地案内図】

計画地住所：杉並区久我山一丁目8番

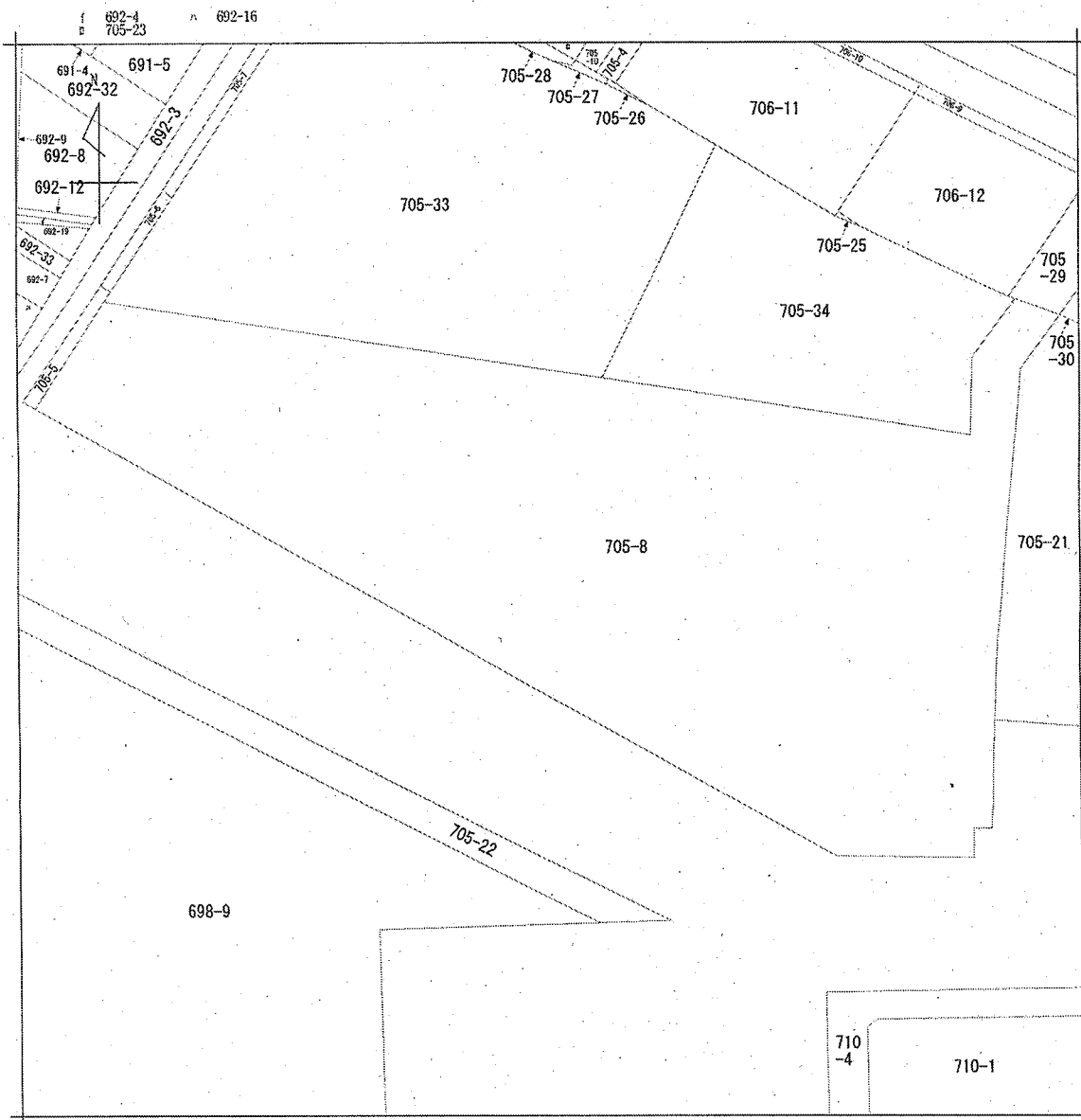
最寄駅：京王井の頭線「久我山駅」 徒歩9分

関東バス 烏01「国学院前」 徒歩5分



【図面類】（参考）

貸付対象は、705-34



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の略略を記載した図面です。



地積測量図

705番8.33.34

杉並区久我山一丁目

地番

土地の所在

2/2

座標一覧表

地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	
705-8	K14	-35051.663	-21565.714	1420555.146894	126.637	
	RIK1	-35101.379	-21449.244	1028426.902068	24.491	
	K6	-35099.610	-21424.816	-143246.319776	4.929	
	K7	-35094.693	-21425.162	-109332.601686	3.473	
	K8	-35094.507	-21421.693	-292491.96222	13.502	
	H25K11	-35081.039	-21422.660	-1371200.96620	50.675	
	H25K12	-35030.500	-21426.382	-1267606.185502	9.657	
	LP5	-35021.878	-21422.032	-234228.497898	7.048	
	RIK3	-35019.566	-21428.690	154350.854070	10.663	
	RIK2	-35029.081	-21433.904	438700.958872	10.963	
	G6	-35040.034	-21432.684	137747.860068	125.233	
	F13	-35035.508	-21557.836	250696.074844	17.973	
			倍面積		12372.198122	
			地積		6186.0990610	m ²

地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
705-33	LP12	-34983.558	-21532.370	676460.935920	57.646
	K13	-35035.320	-21557.744	1119924.800800	0.209
	F13	-35035.508	-21557.836	60318.825128	72.211
	G7	-35038.118	-21485.672	-679033.177888	36.219
	RIK4	-35003.904	-21473.787	-1171609.818720	62.015
		倍面積		6061.565240	
		地積		3030.7826200	m ²

地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
705-34	RIK4	-35003.904	-21473.787	398381.696424	36.219
	G7	-35038.118	-21485.672	776277.329360	53.022
	G6	-35040.034	-21432.684	-193687.165308	10.983
	RIK2	-35029.081	-21433.504	-438700.958872	10.663
	RIK3	-35019.566	-21428.690	-539610.128130	47.739
		倍面積		2760.772474	
		地積		1380.3862370	m ²

測点名	X	Y	座標	備考
F13	-35035.508	-21557.836	座標	
G6	-35040.034	-21432.684	座標	
G7	-35038.118	-21485.672	計算点	
K6	-35099.610	-21424.816	座標	
K7	-35094.693	-21425.162	座標	
K8	-35094.507	-21421.693	座標	
K13	-35035.320	-21557.744	座標	
K14	-35051.663	-21565.714	座標	
H25K11	-35081.039	-21422.660	金属標	
H25K12	-35030.500	-21426.382	座標	
LP5	-35021.878	-21422.032	刻み	
LP12	-34983.558	-21532.370	刻み	
RIK1	-35101.379	-21449.244	座標	
RIK2	-35029.081	-21433.904	金属標	
RIK3	-35019.566	-21428.690	刻み	
RIK4	-35003.904	-21473.787	計算点	
R111	-35018.104	-21420.376	座標	
R112	-34994.433	-21484.024	座標	
R113	-34981.212	-21539.526	座標	
R114	-35117.721	-21543.201	座標	
R115	-35101.069	-21481.273	座標	
R116	-35041.342	-21467.023	プラスチック杭	
R117	-35031.103	-21507.189	プラスチック杭	
T.2	-35027.035	-21555.372	座標	
T.3	-35052.960	-21567.456	座標	
T.4	-35113.761	-21597.575	座標	
T.11	-35102.129	-21422.957	座標	
T.12	-35038.575	-21432.397	座標	

測点系	任意 (湖地成果2000)
座標系	区系
測量年月日	令和元年10月4日

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	19福保障計第1299号
	平成20年3月11日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	22福保障計第1204号
	平成23年2月21日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	26福保障計第2064号
	平成27年4月1日
改正	27福保障計第2175号
	平成28年4月1日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日
改正	2福保障施第3825号
	令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、「都用地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」（平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定）及び「『都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」（平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定）に基づき、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（建物がある場合には、これを含む。以下「都用地等」という。）のうち未利用の都用地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場（以下「地域の福祉インフラ」という。）の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

（対象となる地域の福祉インフラ等）

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

（1）共同生活援助事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。

以下「障害者総合支援法」という。)に規定する共同生活援助の用に供する施設

(2) 日中活動系サービス事業所

障害者総合支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の用に供する施設

(3) 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の事業の用に供する施設

(4) 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

児童福祉法に規定する放課後等デイサービスのうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める人員に関する基準を満たす主として重症心身障害児を通わせる事業所

2 前項(1)及び(2)に定める対象施設に、障害者総合支援法、医療法(昭和23年法律第205号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する別表1-1の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、前項(3)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-2の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合、又は前項(4)に定める対象施設に、児童福祉法、医療法、健康保険法、介護保険法に規定する別表1-3の事業種別の用に供する施設若しくは事業所を併設する場合であって、以下の条件を全て満たす場合については、所有地等の貸付けを行うことができるものとする。

- (1) 当該所有地の借受者が併設する施設又は事業所(以下「併設施設等」という。)の整備及び運営を行うこと。
- (2) 併設施設等を整備することについて、当該所有地等の所在する区市町村の長(以下「関係区市町村長」という。)からの要請があること。
- (3) 併設施設等が対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。なお、併設施設等を複数整備する場合の合計延床面積についても対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。

(対象となる所有地等)

第3条 この要綱の対象となる所有地等は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

(貸付けの対象となる民間事業者)

第4条 所有地等の貸付対象者は、福祉保健局長が別に定める民間事業者のうち、対象となる所有地等において地域の福祉インフラを整備運営するものとする。

(貸付条件)

第5条 所有地等を前条の定める民間事業者に貸し付ける条件(以下「貸付条件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める地域の福祉インフラを含めた施設を整備運営するために使用すること。
- (2) (1)の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置すること。
- (3) 施設、設備等の維持管理に係る費用を借受者が負担すること。

- (4) (1)の事業が、貸し付ける都有地等及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 第三者に転貸しないこと。
- (6) 第11条に定める貸付期間の満了のとき、借受者側の理由により貸付契約を打切るとき又は第14条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、借り受けた都有地等を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件

(公募)

第6条 福祉保健局長は、関係区市町村長と協議の上、都有地等の借受者を公募する。

- 2 福祉保健局長は、前項に定める公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。
- 3 公募に応じる者(以下「応募者」という。)は、都有地等借受申請書(別記第1号様式)2部を福祉保健局長に提出しなければならない。
- 4 貸付対象となる都有地等の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(関係区市町村長への意見聴取)

第7条 福祉保健局長は、公募の期間満了後、前条第3項の規定に基づき提出された都有地等借受申請書のうち1部を、関係区市町村長に速やかに送付し、応募者についての意見聴取を依頼する。依頼を受けた区市町村長は、書面によりその意見を福祉保健局長に通知する。

(審査会)

第8条 福祉保健局長は、前条の借受対象候補者について、借受者としての適格性等を審査するため、都有地等利用事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。
- 3 審査会の委員は、別表2のとおりとする。

(借受者の決定等)

第9条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは都有地等貸付決定通知書(別記第2号様式)により、貸し付けないことを決定したときは都有地等不貸付決定通知書(別記第3号様式)により、その旨を応募者に通知する。

- 2 福祉保健局長は、財務局長及び関係区市町村長に対し、借受者を通知する。

(貸付契約)

第10条 東京都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。

- 2 土地の貸付契約の形態は、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に基づく定期借地権

設定契約とする。ただし、日中活動系サービス事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業を行う事業所、医療型児童発達支援事業を行う事業所又は主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスについては、同法第23条に基づく事業用定期借地権等設定契約とすることができる。

建物の貸付契約の形態は、同法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(貸付期間)

第11条 土地の貸付けにおける貸付期間は、定期借地権設定契約については50年、事業用定期借地権等設定契約については10年以上50年未満（ただし、施設整備に当たり補助制度を活用する場合は、定期借地権の設定期間が原則として財産処分制限期間以上であること。）とする。

建物の貸付けについては、都における将来の利用計画など当該所有地等の個別の事情等を勘案し、別に定める公募要項において定めるものとする。

(貸付料及び保証金等の減額)

第12条 貸付料及び保証金又は敷金は、都において別途決定する。

2 前項の貸付料の決定に当たって、第2条に定める貸付対象施設を整備する場合は、併設施設等のうち、医療法に規定する診療所の整備に用いる所有地等に係る部分を除き、通常に算定された額から50%の減額を行う。ただし、土地の貸付けにおいて、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に公募を開始した案件については、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格（以下「土地価格」という。）によって減額率が変わる仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり370,000円（以下「一定額」という。）を超える場合には、以下の計算式によって減額率を算定する。

この場合、減額率については、小数点以下第2位までとする（小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。）。

$$\text{減額率} = 1 - \{(\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5\} \div \text{土地価格}$$

3 土地を貸し付ける場合の保証金は、定期借地権設定契約の場合、貸付料月額額の30月分とし、事業用定期借地権等設定契約の場合、貸付料月額額の12月分とする。

建物を貸し付ける場合の敷金は近傍類似の賃貸事例を考慮して設定するものとする。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日以降に公募を開始した案件については、都と区市町村との間で補償に関する協定を締結する場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第36条の2第1項ただし書に定める取扱いをすることができる。

(貸付料の改定)

第13条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により若しくは近隣の土地若しくは建物の貸付料と比較して不相当となった場合又は貸付けの対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、貸付料を改定することができる。

(使用状況の確認)

第14条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めたときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。

3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受都有地等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。

4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、令和9年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-1（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
相談支援	障害者総合支援法第5条第16項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-2（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-3（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉保健局障害者施策推進部長
2	福祉保健局総務部企画政策課長
3	福祉保健局総務部計理課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
6	福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
7	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
8	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
9	その他、福祉保健局長が必要と認めた者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の
貸付対象事業者について

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

3 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人

- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

4 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）
に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。

